

平成27年度補正 競争力強化型機器等導入緊急対策事業
実施状況報告書〔Q&A〕

Q	質問	A	回答
1	事業実施者となっている法人の決算が9月のため、7月までに報告書を提出できません。どうすれば良いですか？	1	決算終了後に速やかに報告書を提出して下さい。
2	実施計画時に漁業グループでのKPIを作成しましたが、1人引退しました。この際、その人分を引いたKPIを作成し直すのでしょうか？	2	KPIの当初計画に関しては、基本変更はしません。当初の計画に対し、外れた人が〇名、〇〇万円分の目標分が除外されているなどの報告を「実績が目標を下回った理由」の中に毎年記載してください。
3	1年目で向上割合10%以上アップしましたが、来年度以降も報告の義務がありますか？	3	向上割合10%以上のアップをしたとしても5年間の報告は必要です。 〈水産業競争力強化緊急事業業務要領（別添7）第6条の4項〉
4	取組を行った漁業者が法人化しましたが、計画作成時の個人のKPIしかありません。この場合の報告はどのように計算すればよろしいのでしょうか？	4	実施計画と明確に比較できる形で、KPIの達成状況を報告していただく必要があります。（詳細は、漁安協までご相談ください）
5	報告する数字について、税務申告書と同じにしようとすると減価償却費を含み計画作成時の数字と異なってしまいますが、どうすればよろしいですか。	5	税務申告書と異なる内容を明確に説明が出来れば、必ずしも申告書と同じである必要はありません。
6	機器を導入した事業実施者が廃業したため、生計が異なる所属漁協内の別の漁業者が新しい事業実施者として助成条件と機器を承継しました。この場合、KPIの達成状況報告はどうすれば良いのでしょうか？	6	この場合、承継した年までは最初の事業実施者の達成状況を報告し、それ以降は承継後の事業実施者の達成状況を報告してください。（なお、機器の承継に当たっては、別途手続きが必要になります。詳細は、漁安協までご相談ください）※

※機器を承継する場合は、あらかじめ財産処分手続き及び事業内容変更（変更事業計画申請）の承認手続きが必要です。